

一般社団法人 日本木材輸出振興協議会定款

第1章 【総 則】

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人日本木材輸出振興協議会と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都文京区後楽1丁目7番12号に置く。

(目的)

第3条 当法人は、国産材（国内で生産された丸太、加工品及び木造住宅部材等）の輸出を振興することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 国産材を輸出する可能性のある国における国産材の輸出拡大に資するための相手国 のニーズにあった木材加工技術の調査及び開発等による需要開発
- (2) 国産材の輸出に関する国内外の関連情報の収集及び調査研究
- (3) 国産材の輸出拡大に必要なセミナー、講習会の開催
- (4) その他、目的を達成するために必要な事業

(公告の方法)

第5条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 【会 員】

(種別)

第6条 当法人の会員は、第3条の目的に賛同する者で、次の2種とし、正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第四十八条。以下、「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員

- ア 個人会員
- イ 法人会員

(2) 特別賛助会員

- 2 個人会員及び法人会員は、当法人が実施するすべての事業へ参加し及び情報を享受することができるほか、総会での議決権を有するものとする。
- 3 特別賛助会員は、地方自治体を会員とし、当該会員は前項のうち、総会での議決権を有さず、第8条に掲げる会費を不要とする。

(入会及び退会)

第7条 会員となるには、当法人所定の様式による申し込みを行い、会長の承認を得るものとする。

2 会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(会費)

第8条 会員（特別賛助会員を除く。）は、毎年、別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失とする。

- (1) 退会したとき
- (2) 成年被後見人又は被補佐人になったとき
- (3) 会員が死亡し、もしくは失踪宣告を受け、又は解散したとき
- (4) 1年以上会費を滞納したとき（特別賛助会員を除く。）
- (5) 除名されたとき

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、第23条に定める総会の特別決議によって除名することができる。

この場合、その会員に対し議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 当法人の定款又は規則に違反したとき
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員の資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が第9条の規定によりその資格を喪失したときは、会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、資格喪失時において未履行であった義務は、これを免れることができない。

2 会員がその資格を喪失しても、すでに納入した会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 【役員】

(役員等の種類及び人数)

第12条 当法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上 20名以内
 - (2) 監事 1名以上 2名以内
- 2 理事のうち、会長1名、副会長4名以内、専務理事1名を置く。
- 3 会長及び副会長は、一般社団・一般財団法人法上の代表理事とする。

(選任)

第13条 役員は、正会員である個人又は法人の役員の中から総会において選任する。

- 2 会長・副会長・専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。
- 3 理事にあっては5名以内、監事にあっては1名以内については、会員以外の学識経験者から選任することができる。

(職務)

第 14 条 理事のうち、会長及び副会長は、当法人の業務を執行し、当法人を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐する。
- 3 専務理事は、当法人の業務を統括する。
- 4 理事は、理事会を構成し、当法人の運営に関する重要事項を審議する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の職務執行を監査すること
 - (2) 財産及び会計の状況を監査すること
 - (3) その他、監事に認められた法令上の権限を行使すること

(任期)

第 15 条 各役員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

- 2 役員に欠員が生じたときは補欠として社員総会の議決により役員を選任する。ただし、補欠として選任された理事の任期は、前任者の残任期間とする。

(解任)

第 16 条 役員が次の各号の一に該当するときは、総会において、第 23 条本文の規定にかかるわらず、出席した正会員の議決権の 3 分の 2 以上の議決に基づいて解任することができる。但し、監事の解任は、総正会員の半数以上であって総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の多数をもって行う。

この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められたとき

(報酬等)

第 17 条 役員は、無給とする。ただし、常勤の役員には報酬を支給することができる。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決により別に定める。

第 4 章 【総会】

(種類等)

第 18 条 総会は、定期総会及び臨時総会の 2 種とする。

- 2 定期総会は、毎会計年度 1 回以上開催する。
- 3 臨時総会は、次の場合に開催する。
 - (1) 理事会において必要と認めたとき
 - (2) 総正会員の議決権の 10 分の 1 以上を有する正会員からの請求のあったとき

(構成)

第 19 条 総会は、正会員をもって構成する。

- 2 正会員は、各々 1 個の議決権を有する。

(権限)

第 20 条 総会は、次の事項を決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 各事業年度の事業報告及び計算書類の承認
- (3) 定款の変更
- (4) 役員の選任及び解任
- (5) 合併・解散
- (6) その他当法人の運営に関する重要な事項

(召集)

第 21 条 総会は、会長が招集する。

(議長)

第 22 条 総会の議長は、会長がこれにあたる。

(決議)

第 23 条 総会は、総正会員の 2 分の 1 以上が出席しなければ開くことができない。総会の決議は、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。ただし、一般社団・財団法人法第 49 条第 2 項各号に掲げる決議(特別決議)は、総正会員の半数以上であって総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の賛成を必要とする。

(書面表決等)

第 24 条 正会員は、あらかじめ通知のあった事項につき、書面又は、代理人をもって議決権を行使することができ、書面又は代理人により議決権を行使した正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第 25 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員の現在数
- (3) 出席した正会員の数及び出席者氏名（書面表決者及び表決委任者を含む。）
- (4) 審議事項及び議決事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した者のうちからその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は押印しなければならない。

第 5 章 【理事会】

(構成及び開催)

第 26 条 当法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、全理事をもって構成する。
- 3 理事会は、毎年 2 回以上開催する。

(権限)

第27条 理事会は、この定款に定めるほか次の事項の審議決定する。

第27条 理事会は、この定款に定めるほか次の事項の審議決定する。

(1) 総会に提出する議案に関する事項

(2) 総会により委任された事項

(3) その他当法人の運営又は活動に関する事項

(召集)

第28条 理事会は、必要に応じ会長又は副会長がこれを召集する。

(議長)

第29条 理事会の議長は、会長又は副会長がこれにあたる。

(決議)

第30条 理事会は、理事の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。

2 理事会の決議は、出席した理事の過半数の賛成をもって決する。

(決議の省略)

第31条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには、その提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事の中から選任された議事録署名人1人以上がこれに署名又は押印しなければならない。

第6章 【基金】

(基金)

第33条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。

3 基金の返還手続きについては、一般社団・財団法人法第236条の規定に従い、基金の返還を行う場所及び方法その他必要な事項を精算人において別に定めるものとする。

第7章 【委員会】

(委員会の設置)

第34条 当法人は、事業の円滑な推進を図るため、理事会の決議により委員会を置くことができる。

2 委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の議決を得て、会長又は副会長が別に定める。

第8章 【計算】

(資産の構成)

第35条 当法人の資産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 会費

- (2) 基金
- (3) 寄付金品
- (4) 資産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第36条 当法人の資産は、会長及び副会長が管理し、その管理の方法は、理事会の議決による。

(経費の支弁)

第37条 当法人の経費は、資産をもって支弁する。

(事業年度)

第38条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第9章 【事務局】

(事務局の設置等)

第39条 当法人は、事務を処理するため事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事会の承認を得て、会長又は副会長が委嘱する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長又は副会長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第40条 事務局には、次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 理事及び監事の名簿
- (4) 認可及び登記に関する書類
- (5) 定款に定める会議に関する書類
- (6) 財産目録
- (7) 役員等の報酬規定
- (8) 事業計画書及び收支予算書
- (9) 事業報告書及び收支計算書
- (10) 前項の監査報告書
- (11) その他法令で定める帳簿及び書類

第10章 【情報公開及び個人情報の保護】

(情報公開)

第41条 当法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

(個人情報の保護)

第42条 当法人は、業務上知りえた個人情報の保護に万全を期するものとする。
2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の議決により定める。

第11章 【利益の分配及び残余財産の処分】

(利益の分配等)

第43条 当法人は、役員又は会員等に対し、剩余金の分配等、特別の利益を与えることができない。

第12章 【定款の変更及び解散】

(定款の変更)

第44条 この定款は、総会において、総正会員の過半数であつて総正会員の議決権の三分の二以上の議決を得なければ変更することができない。

(解散)

第45条 当法人は、第23条に定める総会の特別決議その他法令の定められた事由により解散する。

(残余財産の処分)

第46条 当法人が解散したときに残存する財産の帰属は、当法人と類似の事業を目的とする公益社団法人又は公益財団法人のうちから、総会の決議により定める。

第13章 【附 則】

(委任)

第47条 当法人の会務執行のために必要な規程は、総会の決議を経て別に定める。

(最初の事業年度)

第48条 当法人の設立初年度の事業年度は、当法人の成立の日から平成23年3月31日までとする。

(設立時役員等)

第49条 当法人の設立時役員は、次のとおり。

設立時代表理事	安藤直人
設立時代表理事	吉条良明
設立時理事	安藤直人
設立時理事	吉条良明
設立時理事	林 正博
設立時理事	遠藤日雄
設立時監事	荒谷明日兒

(設立時社員の名称及び住所)

第50条 設立時社員の名称及び住所は、次のとおり。

設立時社員

住所 東京都狛江市中和泉5丁目26番12号

氏名 安藤直人

設立時社員

住所 東京都江東木場3丁目9番3号

氏名 吉条良明

(法令の準拠)

第51条 本定款に定めのない事項は、すべて一般社団・財団法人法その他の法令に従う。
以上、一般社団法人 日本木材輸出振興協議会設立のためこの定款を作成し、設立時社
員が次に記名押印する。

平成23年1月17日

設立時社員 安藤直人

設立時社員 吉条良明

会費に関する規程・定款

書 番号 22年 木輸協		第 35 号	接受 平成23年1月19日 登録 平成23年1月24日 起案 平成23年1月19日
完結		原簿記入者	決済 平成23年1月24日
照合者	施行責任者	文書管理責任者	施行 平成23年1月25日
(会長) (専務理事) 事務局長		記事(施行注意その他)	
		監事	
総務課	(経理課)	業務課	
玉次		玉本	杉山
件名 平成22年度日本木材輸出振興協議会臨時総会資料の理事・会員・顧問への送付及び総会議事録について			
同い			
このことについて、下記により役員、顧問、及び委員に送付してよろしいか、また、総会の議事録を作成してよろしいか。			
監事		記	
1 理事あて	別紙1のとおり		
2 顧問あて	別紙2のとおり		
2 会員あて	別紙3のとおり		
3 総会議事録 (案)	別紙4のとおり		
スケミュール 経費過半			
起案者 杉山			

案・3

平成23年1月18日

日本木材輸出振興協議会
会員各位 殿

日本木材輸出振興協議会
会長 安藤 直人

日本木材輸出振興協議会臨時総会資料の送付について

商標

厳寒の候、会員の皆様には、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。
日頃は格別のお引き立てをいただき、御礼申し上げます。

さる1月17日に実施しました臨時総会で議決されました資料を送付致しますのでよろしくお願ひいたします。

一般社団法人化について今後、公証人役場での定款認証、法務局の登記等を進めて参りますが、順調に進めば、手続き完了予定は、2月上旬を目処に考えております。

また、当手続きに関する経費については、現日本木材輸出振興協議会の経費を当てて進めさせて頂きます。

〒112-0004 東京都文京区後楽1-7-12 林友ビル2階

日本木材輸出振興協議会 事務局 (玉本、杉山)

T E L 03-5844-6275 F A X 03-3816-5062

E-mail : info@j-wood.org

平成22年度日本木材輸出振興協議会臨時総会議事録

1. 日時 平成23年1月17日（月）
13時00分～13時30分
2. 場所 東京都文京区後楽2-3-10 白王ビル2階（2階会議室）
3. 議事
 - 議題1 一般社団法人への移行について
 - (ア) 一般社団化の趣旨説明
 - (イ) 一般社団化の是非
 - (ウ) スケジュールについて
 - (エ) 定款(案)について（含む 設立時社員・役員案）
 - (オ) 一般社団法人への移行経費負担について
 - 議題2 その他
- 4 出席者及び委任状提出者 別紙資料「会員出欠者名簿」のとおり。
- 5 開会 事務局から、会員の本人出席10名、委任状提出者21名で、表決数は31名となり、規約第11条第2項の定足数を充たしていることから、総会が成立していることを宣言し、開会をした。
- 6 会長挨拶 安藤直人会長から挨拶
- 7 議長選出 事務局から、総会の議長の選出について諮ったところ、事務局一任の発言があり、議長を安藤直人氏に要請し、同氏が議長に就任した。
- 8 議事録署名人指名 安藤議長から議事に先立ち、議事録署名人の指名を諮ったところ、議長一任の発言があり、議長から吉条良明氏、伊藤威彦氏を指名した。
- 9 議事 議案1「一般社団法人への移行について」
事務局長から（ア）～（オ）について別添により説明したのち、議長が総会出席者に諮ったところ、全員異議なく原案のとおり承認された。

議案2 その他について

特に用意していない旨の説明があった。

議長は、他に意見のないことを確認して、13時30分に、平成22年
度日本木材輸出振興協議会臨時総会の閉会を宣した。

以上、この議事録が正確であることを証するため、議長及び議事録署名人に
おいて次のとおり記名捺印する。

平成23年1月17日

議長 安藤 直人

議事録署名人 吉条 良明

議事録署名人 伊藤 威彦

平成23年度一般社団法人日本木材輸出振興協会総会議事録

1. 日時 平成23年6月16日（木）
15時15分～15時30分
2. 場所 東京都文京区後楽1-7-12
(財)日本森林林業振興会会議室（6階会議室）
3. 議事
 - 議案1 平成22年度事業報告
 - 議案2 平成22年度決算報告
 - 議案3 日本木材輸出振興協議会の財産、事業、会員及び賛助会員及び会員を一般社団法人日本木材輸出振興協会に引き継ぐことについて
 - 議案4 会費等について
 - 議案5 役員の選任について
 - 6 報告事項
 - 7 その他
- 4 出席者及び委任状提出者 別紙資料会員出欠者名簿のとおり。
- 5 開会
事務局から、社員2名に対し出席社員2名で、表決数は2名となり、定款第23条の定足数を充たしていることから、総会が成立していることを宣言し、開会をした。
- 6 会長挨拶
安藤直人会長から挨拶
- 7 議長選出
総会の議長の選出については、定款第22条により、議長を安藤直人氏が議長に就任した。
- 9 安藤議長から議事に先立ち、議事録署名人を諮ったところ、議長一任の発言があり、議長から吉条良明氏を指名した。
- 10 議事
 - (1) 議案1「平成22年度事業報告」及び議案2「平成22年度決算報告」については、相互に関連があるので一括して議長が説明を求めた。

事務局長小合信也から議案1「平成22年度事業報告書（案）」及び議案2「平成22年度収支決算書（案）」により説明があり、引き続き荒谷監事から監査報告があった後、議長が諮ったところ、全員異議なく原案のとお

り承認された。

(2) 議案3 「日本木材輸出振興協議会の財産、事業、会員及び賛助会員及び会員を一般社団法人日本木材輸出振興協会に引き継ぐことについて」
事務局長小合信也から議案3により説明したのち、議長が諮ったところ、全員異議なく原案のとおり承認された。

(3) 議案4 「会費等について」

事務局長小合信也から議案4により説明したのち、議長が諮ったところ、全員異議なく原案のとおり承認された。

(4) 議案5 「役員の選任について」

事務局長小合信也から議案5により説明したのち、議長が諮ったところ、全員異議なく原案のとおり承認された。

(5) 報告事項について

事務局長小合信也から特に無いことから、他に意見等の無い事を確認し15時30分閉会を宣した。

以上、この議事録が正確であることを証するため、議長及び議事録署名人において次のとおり記名捺印する。

平成23年6月16日

議長

安藤直人



議事録署名人

吉条良明



平成 23 年度
一般社団法人日本木材輸出振興協会
理事会及び総会次第

1 開催日 平成 23 年 6 月 16 日 (木) 14 時 30 分～15 時 00 分

2 開催場所 (財) 日本森林林業振興会会議室 (6)
東京都文京区後楽 1-7-12 6 階会議室
T E L 03-5844-6275

3 総会次第

議案 1	「平成 22 年度事業報告」	1
議案 2	「平成 22 年度収支決算書」	2
議案 3	「日本木材輸出振興協議会の財産、事業、会員及び賛助会員 を一般社団法人日本木材輸出振興協会が引き受けることに ついて」	3
議案 4	「会費等について」	4
議案 5	「役員の選任について」	5
6	報告事項	6
7	その他	

以上

議案－3

日本木材輸出振興協議会の財産、事業、会員及び賛助会員を
一般社団法人日本木材輸出振興協会が引き受けることについて

- 1 日本木材輸出振興協議会の有する全ての財産を、総会決議により平成23年9月1日をもって一般社団法人日本木材輸出振興協会の財産として引き受けるものとする。
- 2 日本木材輸出振興協議会の全ての事業を総会決議により平成23年9月1日をもって一般社団法人日本木材輸出振興協会の事業として引き受けるものとする。
- 3 日本木材輸出振興協議会の会員については、一般社団法人日本木材輸出振興協会が日本木材輸出振興協議会の財産及び事業を引き継ぐことから、総会の議決によって即日、一般社団法人日本木材輸出振興協会の会員として取り扱うものとする。
- 4 平成22年度の一般社団法人日本木材輸出振興協会の会員には会費は課さないものとする。
平成23年度は一般社団法人日本木材輸出振興協会の総会の議決により定めるところにより会費を課すものとする。

議案－4

会費の決定について

一般社団法人日本木材輸出協会の年会費は以下のとおり定めることとする。
なお、特別賛助会員については免除する。

- | | |
|--------|------|
| 1 個人会員 | 3 千円 |
| 2 法人会員 | 3 万円 |

この年会費は、平成23年4月1日から適用し、月割り計算はしないものとする。